

●当法人での「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算」に係る情報公開等となります。

別紙様式2-1

提出先 宇都宮市

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算  
処遇改善計画書(令和5年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シヤカイイリヨウホウジン ナカヤマカイ		
法人名	社会医療法人 中山会		
法人所在地	〒 320-0811	栃木県宇都宮市大通り1丁目3番10号	
フリガナ	オオガキ ハルヒコ		
書類作成担当者	大垣 治彦		
連絡先	電話番号	028-666-7606	E-mail
			ta7606@eun.uoatv.ne.jp

【本計画書で提出する加算】※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

- 介護職員処遇改善加算  
(処遇改善加算)  介護職員等特定処遇改善加算  
(特定加算)  介護職員等ベースアップ等支援加算  
(ベースアップ等加算)

(3)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

←  要件IV



(2)キャリアパス要件

・次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合はもいづれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="radio"/>
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。			
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。			
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。			

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合はもいづれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="radio"/>
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。			
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること		
	②	①年間研修計画及び年間教育訓練会(Zeonを使用したWeb講習会等も含む)を計画し、職員のキャリアに応じた技術的向上、リスクマネジメント、感染予防対策、災害時事業継続への取組等を実施。 ②入社者教育実施(年齢、経験、扶養、資格、職種、面談等からの評価決定) ③未経験の新入職員への入門教育の充実及びリーダー層の指導のあり方、工夫力、判断力、対応力を評価する。		
ロ	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること			
	②	④資格、認定等(特定技能、認知症基礎研修、「介護福祉士以外の介護職員」、看取り、口腔・栄養、ユニットケア、高齢者権利障害初期、感染・災害BCP対策等)への支援(資格取得支援制度有)		
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。			

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="radio"/>
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。			
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。		
	②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。		
	③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。		
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。			

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

## (2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 7 月 ~ 令和 6 年 6 月 ( 12 か月 )
経験・技能のある介護職員(A)の考え方	<p>①扶養10年以上、②介護福祉士資格を有する者、③人事考課による評価          ④令和2年度よりその他の介護職員で10年キャリアで上記①～③の対象者より、年齢、技能、判断力、協調性及び認定講習、セミナー（オンライン利用）等で積極的な介護職員を介護相談リーダーとして名選定した。該当リーダー配置することにより、その他の介護職員へ指導・教育している。また、その後の介護職員の中から、3年～8年以上の介護福祉士資格、技能、判断力や認定資格取得への支援しながら、経験を積み、更なるリーダー格となるよう指導・教育している。</p> <p>(4)(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)</p>
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )
具体的な取組内容	<p>(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p>(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。</p> <p>①特定待遇交付手当として、(A)経験・技能のある職員(月額最高限度額:40,000円)、(B)その他の介護職員(月額最高限度額:23,000円)、(C)その他の職種(月額最高限度額:12,000円)予定          ②賞与においても人事考課にて評価、面談し全職員対象に調整支給予定する。</p> <p>※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</p> <p>(上記取組の開始時期) 令和 3 年 7 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )</p>

## (3)見える化要件について

・実施する取り組みについて、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社ホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外側から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他( )

## (2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 7 月 ~ 令和 6 年 6 月 ( 12 か月 )
賃金改善を行う給与の種類	<p>ベースアップ等(必ず選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)</p> <p>上記以外(必ず選択)</p> <p><input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
具体的な取組内容	<p>(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p>(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。</p> <p>(処遇改善臨時特例交付金手当)          第25条の2 処遇改善臨時特例交付金手当は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金(以下、「処遇改善臨時特例交付金」という。)に基づき、処遇改善臨時特例交付金の交付見込額に応じて法人が個別に決定し、月額の手当として支給する。          2 処遇改善臨時特例交付金の一割を、一時金として支給する場合がある。          3 支給額については、交付額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。</p> <p>※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</p> <p>(上記取組の開始時期) 令和 4 年 2 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )</p>

## 6 職場環境等要件について〈待遇改善加算・特定加算〉

### 【待遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

### 【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※待遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 勤きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する啓発吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 履用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活動(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・鏡の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

## 7 要件を満たすことの確認・証明<共通>

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 待遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※待遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、待遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 4 月 7 日 法人名 社会医療法人 中山会

代表者 職名 理事長 氏名 城守 貞章